

公益質屋便覧
山口県社会課

579

316



0028738000

0028738-000

579-316

公益質屋便覧

山口県社会課・編

山口県社会課

昭和4

ADI

579
316

公益質屋便覽

山口縣社会課

公益質屋便覽

山口縣社會課



緒言

我が國に於ける庶民階級もしくは小額所得者が利用すべき福利施設中小資融通の機關として最も必要なるものは公益質屋であらう。當局も爰に鑑みらるゝ所があつて最近公益質屋法の發布を見、其の設置を獎勵するも次第である。

公益質屋の特色として擧ぐべきものは利子の低額にして重利を徴せず、期限長く、殘餘金の交付ある等の諸點に存し、小資の融通を希望するものの爲に供する利便尠からず、目下の場合に於ける頗る必要なる一施設といふに躊躇せざるも之が實施の衝に當るものに於ては兎角其の經營の實際を熟知せず、法規の運用に精通せざるより今に其の設置を躊躇する様見受くるものあるは尙に遺憾に堪えざる處である。本冊子は聊か此の點に考ふる所あり主として市町村當事者及之が設置の衝に當るものゝ便を圖る目的を以て編纂したものであるが編者公務の餘業であつて固より完璧を以て目することは出來ぬ。只だ公益質屋設置の手引として、當事者の参照に資するを得ば本冊子出版の望みは足りるのである。

昭和四年三月

山口縣社會課



凡 例

一、本便覧は緒言の趣旨に基き編纂したるものであつて、凡て簡略を計る爲左の通り略記することにし
た。

公益質屋法は法

質屋取締法は取締法

公益質屋施行規則は規則

公益質屋法施行細則は細則

公益質屋便覧目次

第一章	業務開始前の取扱	一
第一節	業務開始に至る迄の取扱順序	一
第二節	経営主体及名稱	二
第三節	位置及設備	三
第四節	低利資金	六
第五節	國庫補助	一六
第六節	條例細則管理規程	一七
第七節	豫 算	二〇
第八節	諸帳簿及質札通帳作製	二五
第九節	業務開始届	二五
第十節	業務開始公示	二六
第十一節	業務に關する揭示	二七
第二章	業務開始後の取扱	
第一節	従業員職氏名報告	二七
第二節	質 契 約	二七
第三節	質付金額の制限	三〇
第四節	質付利率及利子計算	三〇
第五節	質物の交換又は一部受戻	三一

第六節 質物保管……………三二

第七節 辨濟……………三二

第八節 流質期限及流質物處分……………三三

第九節 會計……………三三

第十節 豫算決算及事業成績報告……………三四

第十一節 帳簿の廢棄及亡失毀損……………三四

公益質屋關係法規

公益質屋法……………一

公益質屋法施行期日の件……………四

公益質屋法第三條の規定に依る國庫補助の件……………四

公益質屋法施行規則……………四

公益質屋利子計算期間に關する民法中適用規定……………七

質屋取締法……………七

非訟事件手續法中準用規定……………二

公益質屋法施行細則……………二

公益質屋法施行に關する件……………三

公益質屋法施行に關する件……………三

公益質屋國庫補助に關する件……………三

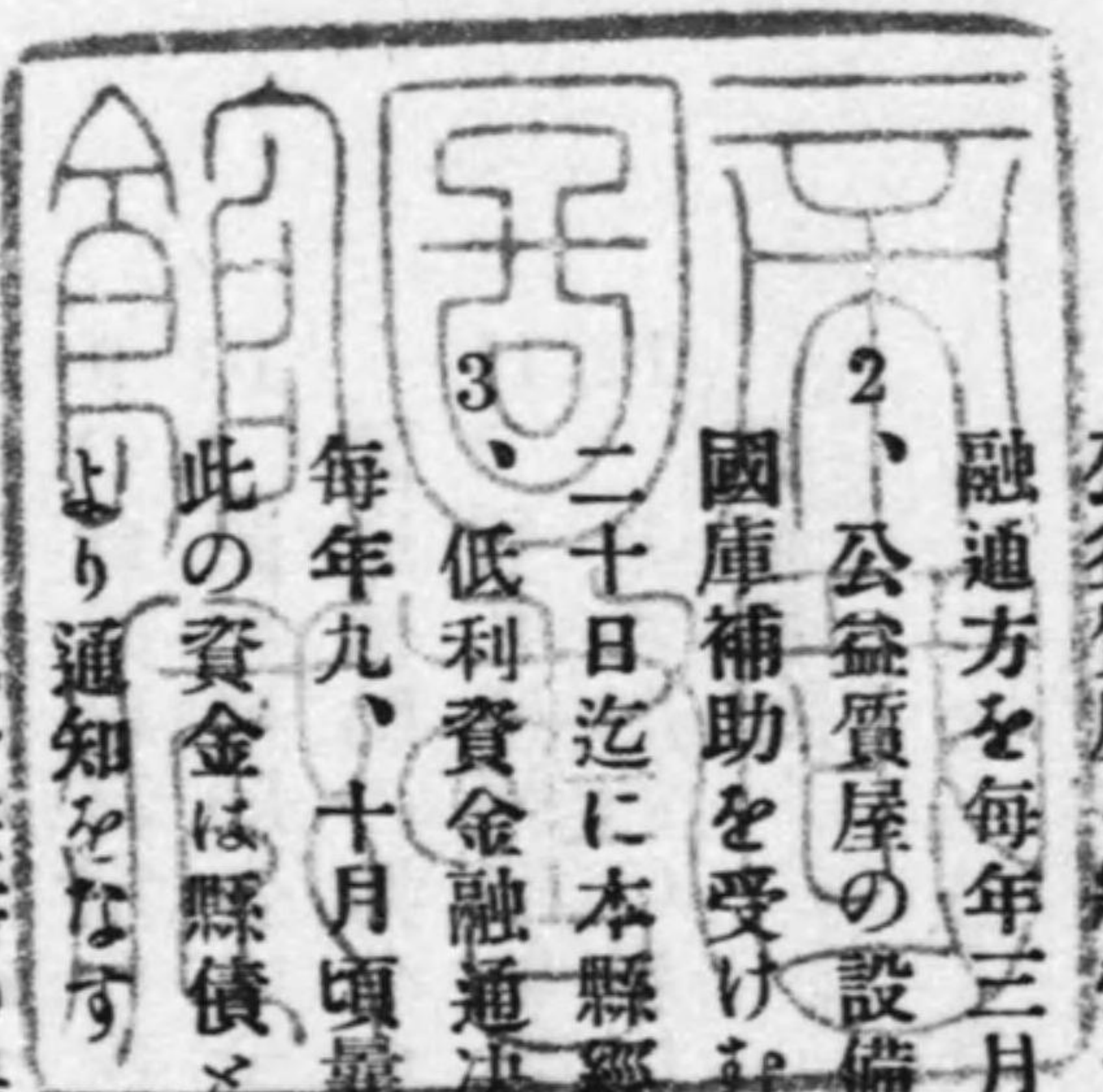
公益質屋の設備に對する國庫補助金概算拂に關する件……………三

預金部地方資金貸付規程沿革……………三六

第一章 業務開始前の取扱

第一節 業務開始に至る迄の取扱順序

- 1、低利資金融通申請
公益質屋を經營せんとするときは大体の計畫を定め設備及貸付資金に要する大藏省預金部低利資金の融通方を毎年三月十日頃迄に縣に申請すること
- 2、公益質屋の設備に關する計畫認可申請
國庫補助を受けむとするものは公益質屋の設備に關し内務大臣の認可を受けねばならぬから毎年四月二十日迄に本縣經由を以て提出すること
- 3、低利資金融通決定通知
毎年九、十月頃眞に申請せる低利資金融通決定の通知がある筈である
此の資金は縣債として一旦縣に於て融資を受け縣より市町村等へ貸付する關係上償還方法に付ても縣より通知をなす
- 4、實施計畫書の提出
低利資金の融通決定ありたるときは實施計畫書を提出せねばならぬこれには條例規則細則管理方法等添付することになつておる
- 5、條例許可申請
條例に付ては内務大臣の許可を受けねばならぬ
- 6、國庫補助申請



設備に關する計畫認可ありたるときは遅滞なく當該年度の豫算書添付の上内務大臣へ國庫補助の申請をなすこと

7、起債許可申請

低利資金借入に關する起債に付知事の許可を受けること

8、資金借入

起債の許可があつたならば縣より資金の借入を爲すこと

9、倉庫事務室の建築及設備をなすこと

10、國庫補助金の交付

國庫補助の指令がありたるときは精算額の二分の一の補助の交付を受くること

11、質札通帳諸帳簿を調製すること

12、業務開始の届出公示及業務に關する揭示を爲すこと

業務開始

第二節 經營主体及名稱

經營主體は法第一條第一項により市町村又は民法第三十四條の規定に依り設立したる公益法人に限られてをるものである。

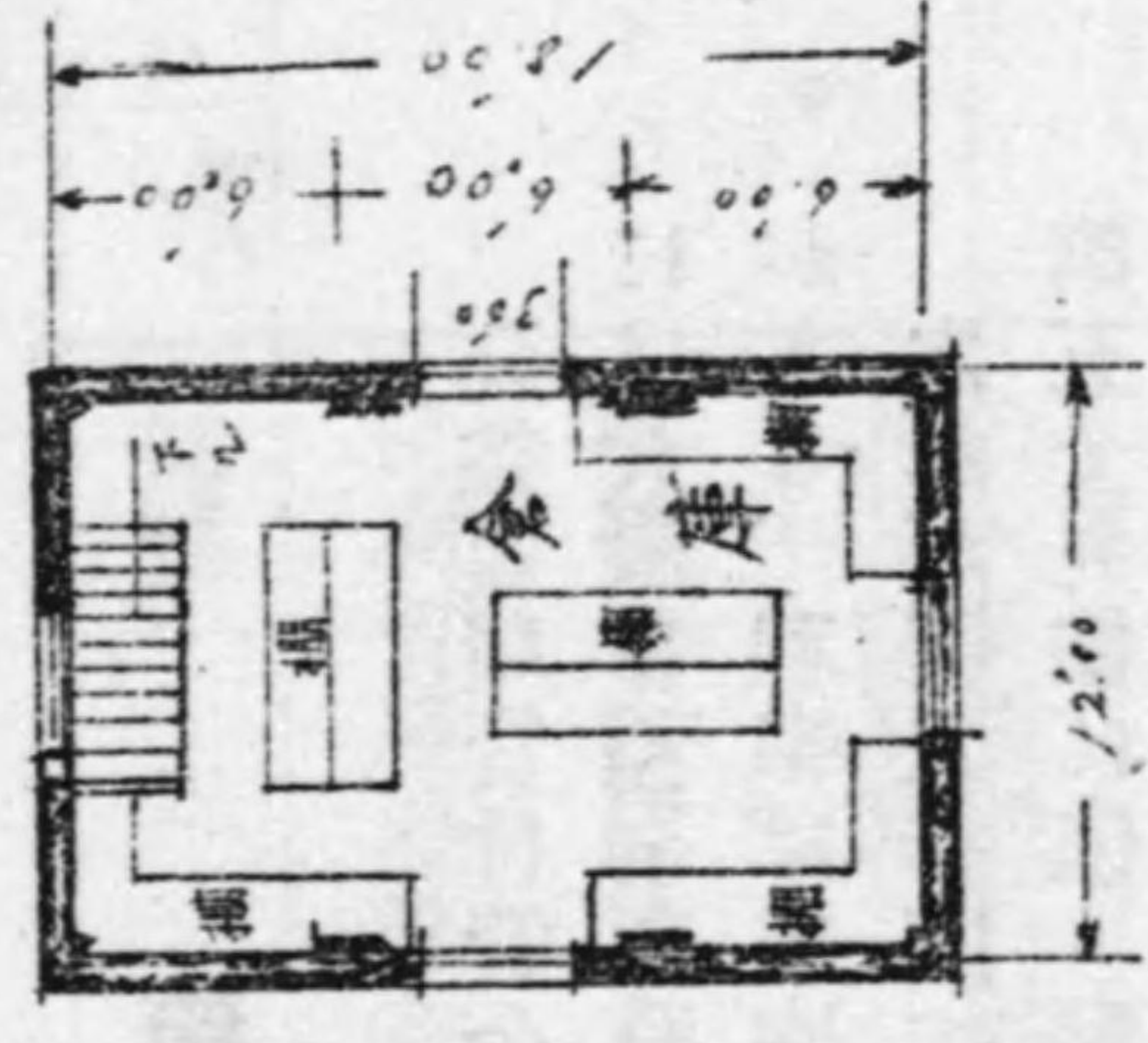
法第一條第二項に依り公益法人公益質屋を經營する場合に於ては、業務所を定め規則第一條の事項を具し、知事の認可を受けねばならぬ。

名稱は經營者に於て任意に之を付稱し得るものであるが、昭和二年八月十九日學務部長より市町村長へ通牒の通り可成公益質屋たることを示すべき文字を用ふることとした法第二條に依り公益質屋法に

依る公益質屋に非らざれば其の名稱中に公益質屋たるべき文字を用ふることを得ざるものである。

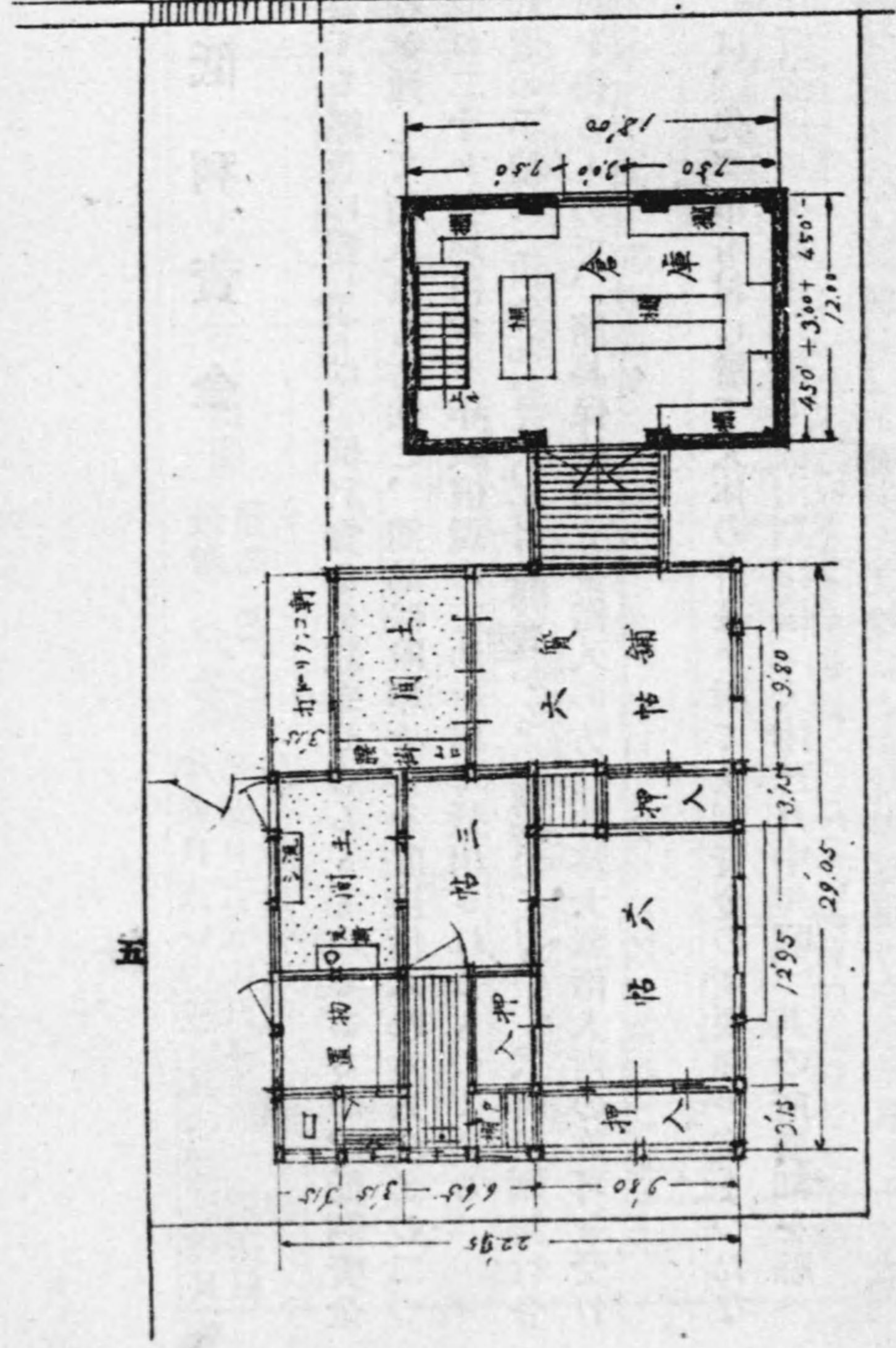
第三節 位置及設備

位置及設備構造は昭和二年八月十九日學務部長より各市町村長へ通牒の通り専ら之れが利用者の利便を考慮して之を定めねばならぬ。最初は適當なるものを借入れて開始し、後に至つて新築することも一つの方法であるが、苟も公益質屋たる以上充分の信用を保ち、利用者をして危懼の念を抱かしむるが如きは避けねばならぬ。倉庫を建築する場合は之を耐火構造(鐵骨コンクリート建若くは土藏)とし、且つ防鼠防濕に十分注意を要す。質物の保管並取扱上業務所と倉庫は近接せしめたがよいと思ふ。参考の爲めに他府縣に於ける設備實例の一、二を左に掲ぐ。



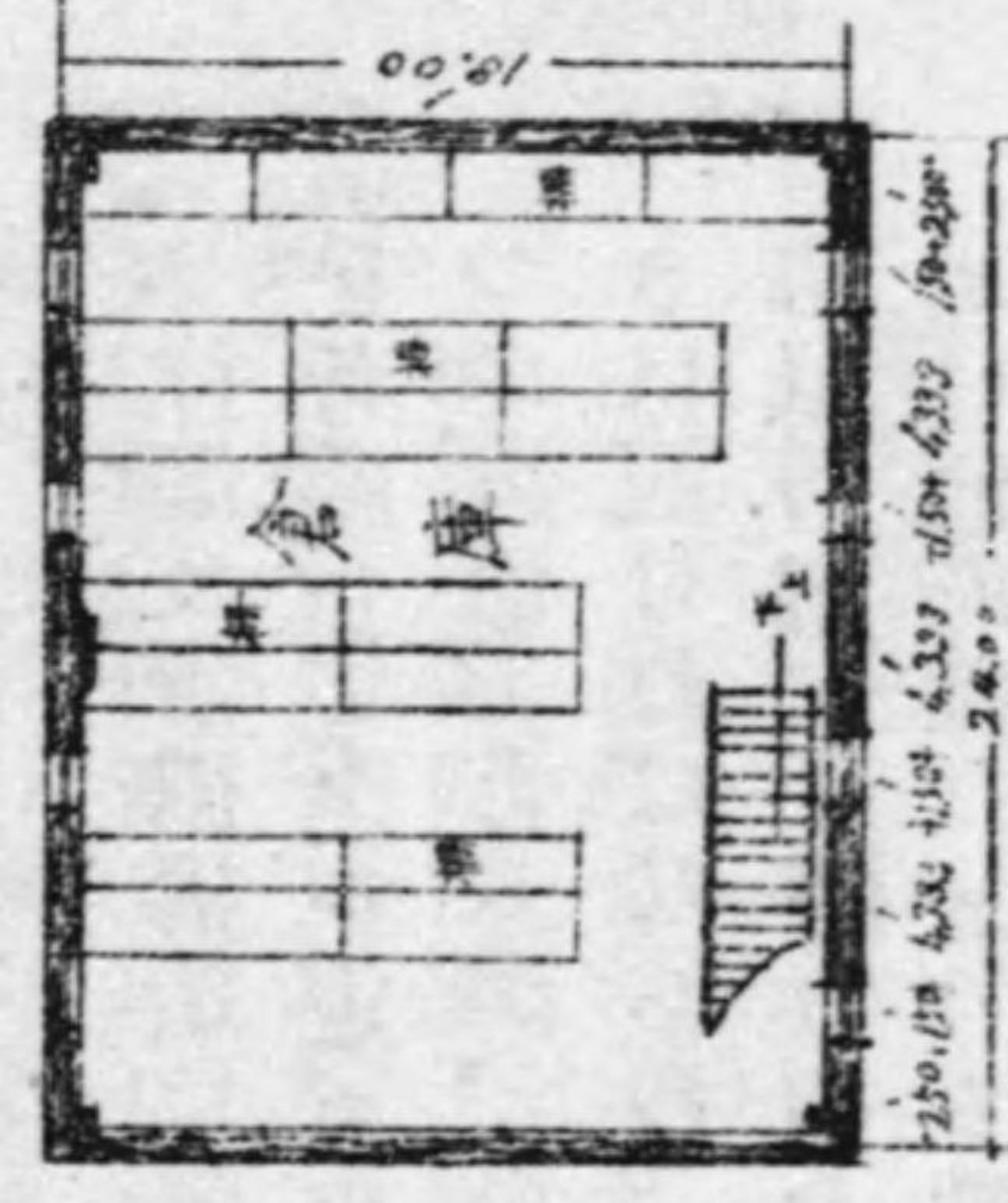
二階平面圖

道路

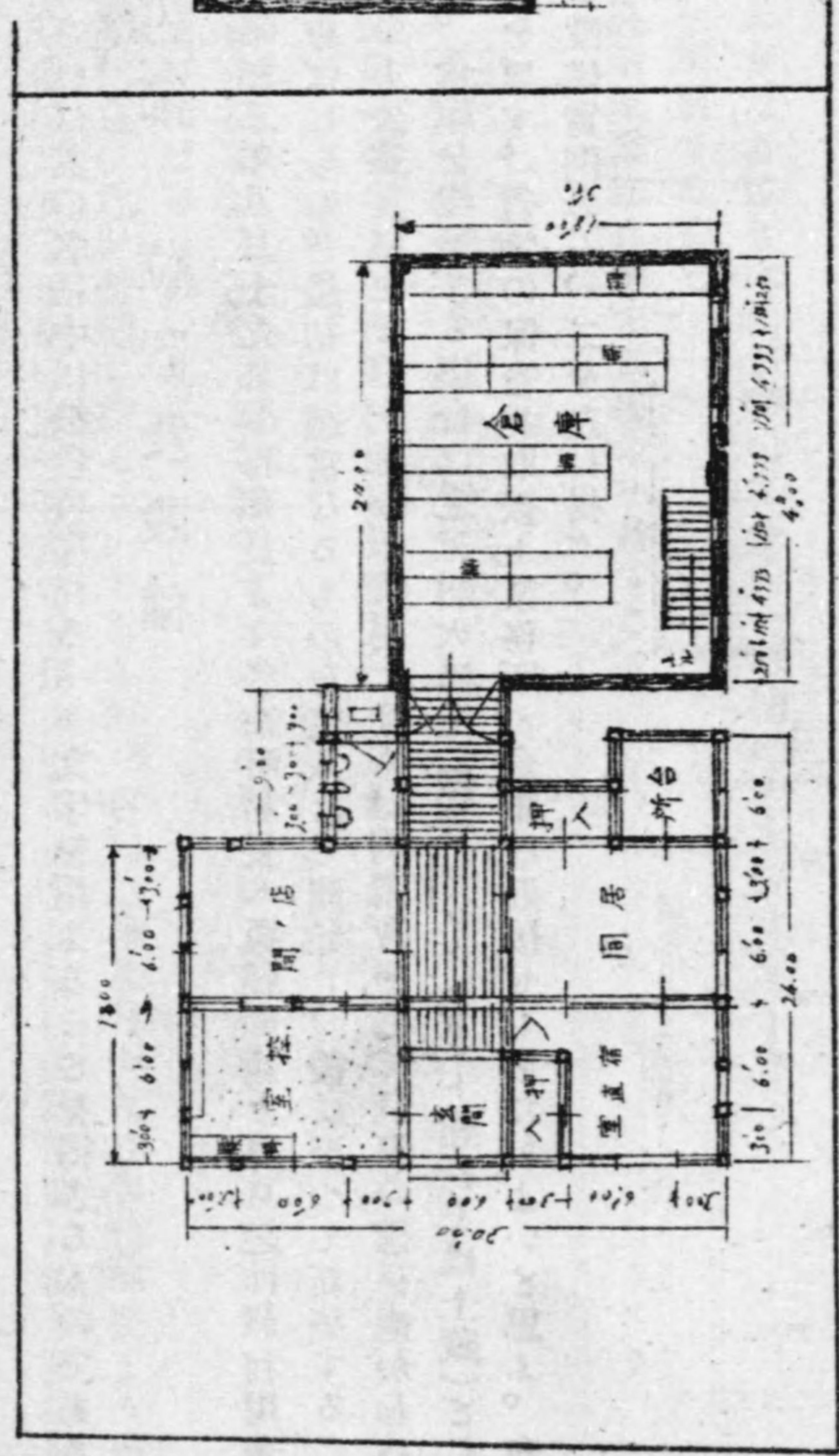


一階平面圖

種別	構造	数量
事務所倉庫	木造平家建六甲スレート葺	京間一五〇坪
廊下	鐵筋コンクリート二階建	延十二〇坪
雜工事	木造平家建六甲スレート葺 土留、欄、溝、生垣、塀 電燈、瓦、斯、水道、排水	一式一坪



二階平面圖



一階平面圖

道路

種別	構造	数量
倉庫	鐵筋コンクリート二階建	延二四坪
事務所其他	木造亞鉛引鐵板葺平家建	一九坪

第四節 低利資金

六

公益質屋貸付資金及設備に要する経費に對しては、低利資金を融通せらるゝものであるが、低利資金には大藏省預金部資金を山口縣を通して借入れる方法と、簡易保険積立金を直接借入れる方法との二つがある。利率は年四分八厘で概ね二十ヶ年以内半ヶ年賦償還の方法を以て貸出されるものである。之れが借入に關する市町村起債の手續は、預金部資金の方は縣費からの轉貸であるから、町村制施行令第五十九條に依り縣知事の許可を得るもので、簡易保険積立金借入の方は内務大藏兩大臣の許可を受けねばならぬものである。

預金部資金の融通を受くるには、先づ市町村に於て大体の計畫を樹て低利資金の所要額が定まつたなら、縣より毎年照會の公益質屋資金所要額調書に依り提出期限迄（大体三月中旬頃）其の所要額を縣へ申請せねばならぬ。

而して融通決定したる時は縣より毎年九、十月頃市町村へ融通額融通條件及償還方法等を通知するを以て市町村に於ては實施計畫書に條例、規則、細則管理方法等を添付して縣へ提出せねばならぬ。尙起債の許可申請を知事へ提出せねばならぬ。起債の許可ありたる時は、縣より資金の借受けをなすものである。簡易保険積立金は借入申請書を所轄逓信局を経由し逓信大臣に提出するものである。参考の爲めに昭和四年度に於ける大藏省預金部低利資金所要額調様式並昭和三年度の實施計畫書例を左に掲げる。

公益質屋經營資金所要額調

經營主體	名稱	財政狀態	
	何郡何町	昭和三三年經常部 昭和三三年臨時部	二四、八六八圓 四、七二七圓
人口及戶數	大正十四年	現任	大正十四年
	一四、九三	一五、四〇八	現任
公益質屋設置 必要の理由	本町は縣下屈指の工業地にして労働者多數なるも是等階級の金融機關として高利貸及營利質屋のみなるを以て庶民金融機關として又社會的施設として設置の必要ありと認む		
	工場労働者五百戸炭抗労働者二百戸其の他二百戸なるが小額の所得により生活するものなるを以て不慮の出費を要する場合は最も困難の状態なり		
經營地に於ける 營利質屋の營業 狀態	質屋數	昭和三年	
		貸出口數	貸出總額
	三	五、七九九	一〇、〇四四圓
		最高五、〇〇〇 最低〇、五〇〇	最高月百分の四 最低月百分の二、五 平均月百分の三
			衣類反物 四箇月 其他三箇月
			三、五二五
			三、五〇二
			一三減
			三、五二五
			三、五〇二
			一三減

事業計畫	建物		種 類 構 造 坪 數 建 築 費	敷地	所 有 坪 數	
	倉庫	事務室			延	坪數
初年度貸付	限貸付制	貸付	一箇年の經費收支概算			
調辨費	一口一世帯に付に付	利率	定員數	事業一般會計	人件物件公債償還費	計
七〇〇圓	一〇、〇〇〇圓	五圓	百分の一、二五	二、二五圓	三七圓	一、六四九圓
總額	一五、〇〇〇	處辨	國庫補助	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
事業費總額並に處辨方法	昭和四年二月二十日の町會に於て質屋を經營することに全會一致を以て議決したり					
事業遂行の見込確實なりとする理由	なし					
既設公益質屋の有無	なし					

備考 簡易生命保險積立金の貸付申請はなす
建設費豫定地を明示したる市町村の地圖を添付すること
本表の外事業の内容を知るに足るべき書類設計圖等を可成添付すること

公益質屋實施計畫書

一、所在

山口縣何郡市町村町大字何々第何番地位置明示圖別紙の通

二、建築坪數

事務所 三十坪 木造瓦葺平屋建
倉庫 八坪七合五勺 二階建鐵骨コンクリート

三、建築費豫算明細書

四、建築設計明細書

別紙の通 別紙の通

五、事業費處辨方法

- 敷地に關する調書別紙の通り
 - 一、建築費五千圓其の内貳千五百圓を國庫補助に求め殘る貳千五百圓は低利資金に依る
 - 一、運轉資金貳萬七千五百圓は全部低利資金を借入るものとす
 - 一、右低利資金參萬圓の償還財源は利子其の他事業收入を以て支辨し得る見込なるも不足の場合は一
般會計より繰入補充をなすものなり
 - 一、低利資金借入の條件左の如し
 - イ 利率年四分八厘
 - ロ 元金据置借入後昭和六年度迄
 - ハ 償還期間及方法
- 昭和七年度四月より昭和二十二年度三月に至る十六年間毎年度九月一日及三月一日を以て別紙償

還年次表の通半年賦償還するものとす但し町財政の都合に依り償還年限を短縮し又は繰上げ償還を爲すことを得

六、經營方法

別紙何市町村公益質屋條例並同細則及管理方法に依り經營するものとす

七、低利資金償還終了に至る迄の具体的財政計畫

- 一、昭和三年度は低利資金參萬圓借入るゝも其の時期年度未たるを以て事務室及倉庫の建築も年度内には不可能なり従て營業開始も不可能なり故に借入金の際年度繰越となす（別紙豫算書参照）
- 二、昭和四年度は事務室及倉庫の建築を爲し國庫より建築費の二分の一即ち貳千五百圓の補助を得昭和三年度より繰越したる參萬圓の内より貳千五百圓を支出し計金五千圓を支出し殘る貳萬七千五百圓を貸付資金として質業を開始するものなり本年度公債借置利子金千參百七拾圓九拾錢事務費金千七百五拾五圓豫備費金貳百七拾參圓計金參千參百九拾八圓九拾六錢は貸付資金貸付利子金貳千七百八拾四圓流質物賣却に依る利子及手数料金四百七拾七圓雜收入金貳百八圓計金參千四百六拾九圓を以て之に充て以て貸付資金を減損することなからしむ（別紙豫算書参照）
- 三、昭和五年及昭和六年は据置期間にして昭和四年度に準するも毎年度の收入不足金を生じたるときは一般會計より繰入補充し以て貸付資金を減損することなからしむ
- 四、昭和七年度より昭和二十二年度に至る昭和七年度よりは別紙償還年次表の通り元利償還の開始にして償還金平均貳千七百拾八圓に増加せるも一面公益質屋の趣旨も一般に普及せるを以て之れが利用者多きと認む従て事業收入金四千六百八圓に増大するものと認むるに付き元利償還金事務費、豫備金は貸付資金の利子流質物賣却に依る利子手数料及雜收入を以て之に充つるものなるも不足を生じたる場合は一般會計より繰入補充するものとすし貸付資金を減損することなからしむ

のとし貸付資金を減損することなからしむ

八、事業着手及竣功豫定時期

昭和四年四月着手 同年七月竣工

九、質屋事業開始

昭和四年八月一日より開始

右の通りに有之候也

昭和四年三月六日

附表は省略す

山口縣何郡市町村長

氏

名印

第五節 國庫補助

法第三條に依り國庫は勅令の定むる所に依り豫算の範圍内に於て、市町村又は公益法人に對し公益質屋の設備に要する經費の二分の一以内を補助することとなつておる。右に關する昭和二年七月十五日勅令第二三二號の第一項を以て國庫補助は公益質屋の創設費、改良費、擴張費、及之に伴ふ初度調辨費の支出精算額に對し、補助をするものである。但し公益質屋の設備に關する寄附金其の他の收入あるときはそれを控除した殘額に對し其の二分の一以内を補助するものである

而して右勅令第二項を以て右の補助金を受けんとするものは、其の前に公益質屋の設備に關する計畫に付て、内務大臣の認可を受けねばならぬ事となつておる。その計畫認可申請書には昭和二年八月十五日學務部長より各市町村長へ通牒公益質屋設置に關する件第一項に依り左の事項を具し毎年四月二十日

迄に内務大臣宛のものを縣へ提出することゝなつてをる

- 一、公益質屋の位置及之を知るに足るべき圖面
(其の質屋を利用すと認めらるゝ住民の居住區域を表示すること)
- 二、創設改良擴張の別並其の工事設計
設計圖(敷地内建物其の他配置圖、各階平面圖、立面圖、基礎平面圖、各階床組平面圖、小屋掛平面圖、構造を示せる断面圖(矩計)其の他附屬工事及設備の設計圖但し鐵骨コンクリート造に在りては前記各設計圖の外基礎柱梁床版壁体等の配筋詳細圖を要す尙出來れば構造強度計算書を添付すること)

仕 様 書
仕 譯 書

- 三、創設費、改良費、擴張費並に之れに伴ふ初度調辨費内譯(内譯には購入物品の種目、數量、單價計金額用途區分等を記載すること)
- 四、公益質屋の設備に關する寄附金其の他收入内譯
右の外左記の如き書類を具備する方がよい様である
- 一、敷地に關する調査として其の坪數買収又は借入の價格及四隣略圖、借入の場合は賃貸借契約の要項買収の場合は其の實測圖を添付すること
- 二、公益質屋の設備費處辨方法として創設費、改良費、擴張費並に之に伴ふ初度調辨費の財源(例へば何年度社會事業低利資金又は簡易保險積立金の借入金基本財産繰入等の別を明記すること)及其の資金調達の進行狀況(借入先との協定又は基本財産繰入に關する手續等)に付成可詳細記載すること

- 三、公益質屋の設備に付豫算其の他に關し議決したるものは之れを添付すること
- 四、貸付資金額及従業員定數は設備の規模に關係があるから可成記載するがよい

参考の爲に左に其の例を示すこととする

昭和 年 月 日

山口縣何郡市町村長 氏

名印

内務大臣氏宛

公益質屋の設備に關する計畫認可申請

本市町村公益質屋左記の通設備致度候條御認可相成度此段申請候也

- 一、公益質屋の位置及之を知るに足るべき圖面 (別紙の通)
- 二、設計圖仕様書仕様書 (別紙の通)
- 三、貸付資金額壹萬圓(本年度社會事業資金融通方申請中) 従業者定員一名
- 四、敷地に關する調査 (別紙の通)
- 五、創設費及初度調辨費内譯

種 目	數 量	單 價	計 金	用 途
創 設 費				
倉 庫	一棟 一〇坪	坪 二〇〇	二、〇〇〇	
事務室及附屬建物	一棟 二〇坪	坪 七〇	一、四〇〇	
計			三、四〇〇	

初度調辨費								
金庫	一個		四五〇		四五〇	資金及重要物保管		
棚	二個所		一五〇		三〇〇	質物置場		
卓子	二個		一〇		二〇	事務用		
椅子	三個		七		二一	同		
書箱	二個		一五		三〇	同		
袋紙	五〇〇枚		〇五		二五	質物包		
印箱及印章	五個		二		一〇	事務用		
合計					八五六			
合計					四、二五六			

六、創設費初度調辨費の財源

種目	金額	附記
低利資金借入	二、一二八	本年度社會事業資金融通方申請中
國庫補助金	二、一二八	
寄附金	一	
合計	四、二五六	

備考

一、初度調辨費へ自轉車、同置臺、時計、火鉢、電燈取付費、水道設備費、茶器、掲示板、消火器、宿直用蚊帳寝具、度量衡器、算盤、國旗、湯釜、提灯、謄寫機、手提金庫、門札、黑板、質物結紐竹札其の他必要に應じ掲記すること

二、倉庫は設備のところに於て述べた通り、耐火構造とせねばならぬ故鐵骨コンクリート建若くは土藏建とし窓及入口には防火戸を設けたいものである。

右通牒第二項に依り、公益法人の提出する公益質屋の設備に關する計畫認可申請書には、法第一條第二項の規定に依り認可ありたる年月日を記載せねばならぬ。

右通牒第三項を以て公益質屋の設備に關する計畫認可ありたる時は、遲滞なく當該年度の豫算書添付の上法第三條の規定に依る國庫補助の申請書を提出せねばならぬ。

公益質屋の創設費には既設備の購入費を包含するや否やに關しては、昭和二年十一月八日學務部長より各市町村長へ公益質屋國庫補助に關する件通牒の通り本縣の伺出に對し社會部長の回答に依り、既設備購入費を包含するものであるが、購入の設備に關しても計畫に就て内務大臣の認可を要することゝなつておる。

公益質屋の設備に對する國庫補助金は、昭和三年四月六日社第六九一號學務部長より各市町村長に對する公益質屋の設備に對する國庫補助金概算拂ひに關する件通牒に依り、國庫補助の指令ありたるときは本縣廳に於て左の通市町村又は公益法人の公益質屋設備進捗の程度に應じ補助金の交付をなすことが出

來ることになつておる。

- 一、補助額貳千五百圓未満のものは設備に關する工事に着手したるとき全額を交付することを得。
 - 二、補助額貳千五百圓以上のものは設備に關する工事に着手したるとき、先づ補助額の二分の一を交付す、但し補助額五千圓以下のものに就ては貳千五百圓迄を交付することを得、次に工事の進捗の程度半に達したるときは殘餘を工事進捗の程度に應じ一回以上に分割して交付す。
- 設備完了したるときは當該團體より遲滞なく左記様式に依る精算書を當廳を経て提出せねばならぬ。

公益質屋の設備に對する國庫補助精算書

計	初度調辨費	創設(改良)費 (擴張)費	區別		設備費 の收入	設備に關 する寄附 金の他 の收入	差引國庫 補助基本 金の額	同上に對 する國庫 補助指令 金の額	設備費 精算額	設備に關 する寄附 金の他 の收入	差引國庫 補助基本 金の額	同上に對 する國庫 補助金額	同上補助 金額と指 令金額と の比較増 減
			設備費 の收入	設備に關 する寄附 金の他 の收入									

但し設備費精算額内譯別紙の通
右の通相違無之候也

年 月 日

内務大臣宛

市町村長(公益法人代表者)印

備考

- 一、設備費豫算額は設備の計畫に付認可せられたる豫算額を掲記すること。
 - 二、設備費精算額内譯は設備の計畫認可申請の際添付の仕譯書記載の例に従ひ、尙初度調辨費は其の品目別數量單價金額を記入調製し添付すること。
 - 三、工事請負に係るものは其の請負契約書寫を添付すること。
 - 四、設備完成の年月日を備考に記入すること。
- 年度内に設備完了に至らず又完了の見込なく翌年度に繰越す場合は其の繰越を要する理由設備進捗の状況及前項精算書の例に倣ひたる支出濟額及繰越を要すべき補助額を具したる書類を、三月卅一日迄に提出せねばならぬ。

第六節 條例細則管理規程

市制第十二條町村制第十條に依り條例の設定を要するもので條例は市町村會の議決を経て市制第六十五條町村制第四十五條に依り内務大臣の許可を受くべきものである。條例は質屋の機能を定むるものにして、最も重要なものに付地方の實情に適する様に注意を要す。尙之れが施行に關する細則及資金の管理に關する規程を設けることを要するものである。公益法人が公益質屋の業務に關し規程を設けんとするときは、規則第十四條に依り地方長官の認可を受けねばならず。其の變更をなさんとするときは亦同じく認可を受くることを要す。

質物出入の時間は昭和二年八月十九日學務部長より各市町村長へ通牒の通り、専ら質置主の利便を考慮して之を定めねばならぬ。尙公益質屋の業務に關する條例規程を定めたるときは直ちに其の寫書を二通縣へ提出することとなつておる。參考の爲左に條例其の他の例を掲ぐ。

市町村公益質屋條例

一八

- 第一條 本市（町村）ニ公益質屋ヲ置ク
 - 第二條 質物ハ衣類家具其ノ他確實ナル動産ニ限ル
 - 第三條 貸付金額ハ質物ニ付市町村長ニ於テ爲ス評價格ノ十分ノ八ヲ限度トシ一口ニ付拾圓一世帯ニ付五拾圓以内トス
 - 第四條 貸付利率ハ一ヶ月百分ノ一、二五トス
 - 第五條 流質期限ハ質契約成立ノ日ヨリ四ヶ月トス但シ特別ノ事情アリト認メタルトキハ市（町村）長ハ二ヶ月ヲ限り之ヲ延長スルコトヲ得
 - 第六條 質物ノ班痕黴生變色蟲鼠害ニ因ル損害ハ質置主ノ負擔トス
天災地變其ノ他不可抗力ニ因リ質物滅失又ハ毀損シタルトキハ本市（町村）ハ其ノ責ニ任ゼズ但シ滅失ノ場合ハ貸出債權ノ全部ヲ毀損ノ場合ハ貸出債權ノ全部又ハ一部ヲ拋棄ス
前項ノ質物毀損ノ場合ニ於ケル拋棄ノ金額ハ市（町村）長之ヲ定ム
 - 第七條 本市（町村）ノ責ニ歸スベキ事由ニ因リ質物滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ損害ヲ賠償ス
前項ノ賠償額ハ質物評價格ノ範圍内ニ於テ市町村長之ヲ定ム
 - 第八條 本條例施行ノ爲メ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム
- 附 則
本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

市町村公益質屋條例施行細則

- 第一條 本市町村公益質屋ノ取扱時間及休日ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ時宜ニ依リ變更スルコトアルヘシ
一、取扱時間
毎日午前九時ヨリ午後九時迄
一、休日
天長節 紀元節 明治節
一月一日ヨリ同三日マテ
毎月八日 二十三日
- 第二條 入質セムトスル者ハ質物提示ノ上其ノ住所職業氏名及借受希望金額ヲ申出ヅベシ
- 第三條 左記各號ノ一ニ該當スル物品ハ入質ヲ拒絕ス
一、保管上支障アリト認ムルモノ
二、保管中著シク減價ノ慮アルモノ
三、評價ノ容易ナラザルモノ
- 第四條 入質申込ノ際提示ノ質物ハ身元其ノ他調査中一時之ヲ假預トナスコトアルベシ
- 第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ質置主ニ通知ス
一、質物滅失又ハ毀損シタルトキ
二、條例第六條ニ依ル債權拋棄金額ヲ決定シタルトキ
三、條例第七條ニ依ル質物ノ損害賠償額ヲ決定シタルトキ
四、其ノ他必要ト認メタルトキ
- 第六條 條例第七條ニ依ル質物損害賠償ハ貸付元利金ノ辨濟ヲ受クルトキ之ヲ支拂フモノトス

一九

附 則

本細則ハ公益質屋條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

公益質屋資金管理規程

第一條 本質屋資金ハ山口縣ヨリ貸付ヲ受ケタル金壹萬圓ヲ以テ之ニ充ツ

第二條 本質屋ノ資金ハ市町村會ニ於テ確實ト認ムル銀行ニ預入ス 但シ參百圓以内ハ常時貸付資金ト

シテ之ヲ質屋主務者ニ前渡スルモノトス

第三條 本資金ハ必要ナル帳簿ヲ備ヘ其ノ出納ヲ明ニスベシ

第四條 市町村長ハ毎月一回以上事務ヲ査閱ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七節 豫 算

公益質屋ノ收支豫算は昭和二年八月十九日社第二二二五號を以て特別會計として取扱ふことに通牒せられておる蓋し公益質屋の收支は相當複雑であり而かも重要なもので其の整否は延ひて事業振否にも關するものであるから一般會計より獨立して整理するが便宜でもあり事業の成果を收める所以である參考の爲に豫算案を左に掲ぐ

豫 算 案 の 骨 子

一、倉庫及事務所建築

倉庫は鐵骨コンクリート平屋建として之れに事務所を接續建築することとし其の建築費總額貳千五百圓

とし調辨費五百圓を計上した而して建築費を限度として火災保險へ付することとした

一、貸付資金

貸付資金壹萬圓とし元金は費消せざることとせり

一、建築費貸付資金處辨方法及償還方法

建築費は其の二分の一を國庫補助に求め残り二分の一は低利資金を借入れ貸付資金は全部低利資金を借入ることとした

償還財源は据置期間中は事業収入を以て支辨し得るけれ共元利金償還期に入つたときは多少一般會計より繰入補充を要する見込みである

低利資金借入條件は大體左の如くとした

1、利率年四分八厘

2、元金据置 三ヶ年度

3、償還期間及方法

十七ヶ年賦とし大體元利金均等償還に準ずるものとした

一、貸付金及回収

貸付金は年三回更新貸付くるものとし内二回は年度内に回収し一回は貸付の儘繰越すこととせり 其の回収歩合は九割とした

一、流質物賣却代金

貸付は評價額の八割を限度とすることとし流質物賣却代金は評價額を限度として掲上した 從て流質あるも貸付金元利は全部之れを回収し而かも多少の殘餘金を生ずる見込みである

一、事務費

専任事務員一名を置くこととし月俸五拾圓を見込み計上せり年末賞與參拾五圓を給與することとし
 一、質物保險
 質物壹萬圓を保險に付することとした

科	目	金額	附	記
第一款	公債	二、五〇〇,〇〇〇		
	第一項 公債	二、五〇〇,〇〇〇		
第二款	國庫補助金	二、五〇〇,〇〇〇		
	第一項 公益質屋補助費	一、五〇〇,〇〇〇		
	第一項 公益質屋補助費	一、五〇〇,〇〇〇		建築費及初度調辦費ノ二分ノ一
第三款	貸付金收入	一八、九〇〇,〇〇〇		
	第一項 貸付金收入	一八、九〇〇,〇〇〇		
	第一項 貸付金收入	一八、〇〇〇,〇〇〇		年度内回收貸付金二〇,〇〇〇圓回收見込九割
	第二項 貸付金利息	九〇〇,〇〇〇		貸付金一〇,〇〇〇圓月利一、二五年度内二回更
第四款	流質物賣却代金	二、五〇〇,〇〇〇		新回收歩合見込九割
第一款	賣却代金	二、五〇〇,〇〇〇		

第一目	元金	二、〇〇〇,〇〇〇	回收不能元金
第二目	利息	二〇〇,〇〇〇	回收不能元金一、〇〇〇圓月利一、二五
第三目	手数料	二五、〇〇〇	二回更新見込
第四目	殘餘金	一五、〇〇〇	流質物賣却代金二、五〇〇圓ノ百分ノ五
第五項	雜收入	三三〇,〇〇〇	
第一項	雜收入	三三〇,〇〇〇	
第一目	預金利息	二〇〇,〇〇〇	
第二目	雜收入	三〇,〇〇〇	
合計		三四、六三〇,〇〇〇	

科	目	金額	附	記
第一款	公債	五五二,〇〇〇		
	第一項 公債利息	五五二,〇〇〇		
	第一項 公債利息	五五二,〇〇〇		公債一、五〇〇年利四分八厘据置利子一ケ年
第二款	建築費	三、〇〇〇,〇〇〇		
	第一項 建築費	三、〇〇〇,〇〇〇		倉庫及事務室建築費
	第一項 建築費	二、五〇〇,〇〇〇		卓子椅子書函金庫
	第二項 設備費	五〇〇,〇〇〇		
第三款	管理費	四四,〇〇〇		

第一項 火災保險料	四、〇〇〇	〔建物保險金額貳千五百圓 質物保險金額壹萬圓 保險料千圓ニ付參圓五〇〇〕
第四款 貸付金	三〇、〇〇〇、〇〇〇	
第一項 貸付金	三〇、〇〇〇、〇〇〇	貸付資金一〇、〇〇〇圓三回更新貸付
第五款 流質物賣却 第一項 交付金	一七五、〇〇〇	
第六款 事務費	一七五、〇〇〇	
第一項 事務費	八〇〇、〇〇〇	事務員月俸五〇圓一人分
第一目 俸給	六〇〇、〇〇〇	
第二目 雜給	一〇〇、〇〇〇	賞與二五圓臨時雇費五〇圓其ノ他二五圓
第三目 需用費	一〇〇、〇〇〇	〔備品一〇圓消耗品五〇圓圖書印刷費三〇圓通信 運搬費一〇圓〕
第八款 豫備費	五九、〇〇〇	
第一項 豫備費	五九、〇〇〇	
第一目 豫備費	五九、〇〇〇	
合計	三三六、三〇〇、〇〇〇	

備考

- 一、次年度より貸付金収入へ本年度貸付の儘繰越したるもの、収入を計上せねばならぬ
- 一、貸付資金が前年度より繰越すものがあるときは貸付資金前年度繰越金を計上せねばならぬ
- 一、元金の償還期に入りたるときは、公債費増額するも事業開始後己に三年経過せるに付趣旨も一般に普及徹底するを以て、貸付金利子収入も増額することゝ思はれる

第八節 諸帳簿及質札通帳作製

細則第五條の質札及通帳並に同第六條の質屋に備付すべき左記帳簿は業務開始前に於て作製することを要するものであるが、其の様式は同細則末尾の通りである。特別事由あるときは知事の認可を受け別に帳簿の種類及様式を定むることを得ることゝなつて居る

- 一、貸付原簿
- 二、質置主索引簿
- 三、貸付金日計簿
- 四、辨済金月計簿
- 五、現金出納簿
- 六、流質物整理簿

第九節 業務開始届

規則第二條により公益質屋の業務を開始せんとするときは、業務開始の日前三十日迄に其の旨地方長官に届出を要することとなつておる。市町村が右届出をなすときは同條第二項、同細則第三條に依り左の事項を併て届出ることゝなつておる。其の事項を變更したるときも亦届出を要するものである

- 一、名稱
- 二、業務所の位置
- 三、業務所及其の附屬建物の規模構造
- 四、業務開始豫定年月日
- 五、事業方法
 - 1、質物の種類
 - 2、貸付制限金額
 - 3、貸付利率
 - 4、流質期限
 - 5、質物の災難に罹りたるときの處辨方
 - 6、貸付資金及其の財源（貸付資金の財源を借入金に求むる場合は償還終了に至る迄の各年度收支明細書添付）
 - 7、従業員の数
 - 8、質物出入時間
 - 9、業務開始年度の豫算

第十節 業務開始公示

規則第三條により同第二條の業務開始届を爲したるときは、直ちに名稱業務所の位置及業務開始の年月日を公示せねばならぬ。其の事項を變更せんとするとき亦公示せねばならぬ

第十一節 業務に關する揭示

取締法第六條に依り左の事項を業務所の見易い場所に揭示しなくてはならぬ

- 一、利子歩合
- 一、流質期限
- 一、質物の災難に罹りたるときの處辨方
- 一、質物出入時間

第二章 業務開始後の取扱

第一節 従業員職氏名報告

細則第四條に依り業務を開始したるときは開始後十五日以内に従業員の職氏名を知事に報告せねばならぬ、之を變更したるときも亦同様である。
昭和二年八月十九日學務部長より各市町村長へ通牒の通り公益質屋の業務に従事する職員は質置主に對し特に懇切叮嚀を旨とし質契約に關する事項は濫りに之を漏洩せざることゝしたいものである。

第二節 質契約

質契約に關し法律又は命令を以て規定されておる事項を、左に述べて見よう、尙各市町村に於て條例の

定むる所に依らねばならぬことは勿論である。
尙ほ第十六條に依り公益質屋法に違反する質契約にして質置主に不利なるものは、其の不利なる部分に限り之を爲さざるものと看做さるものである。

1、業務を行ふ場所

取締法第二條に於て質屋は店舗の外に於て營業を爲すことを得ざることもなつておる。

2、質物

一、取締法第三條に依り物品を質に取らんとするときは、質置主が其の物品を質入し得べき權利を有することを確認したる後に於て之を爲すべきである。若し不正品の疑ある場合は直ちに警察官に其の旨を申告せねばならぬ。

一、取締法第四條により住所氏名の詳かならざるものより物品を質に取ることが出来ない。但し此の場合住所氏名の詳かな證人がある場合、又は警察官の認可を受けたときは差支ないこととなつておる。

一、取締法第七條により傳染病毒に汚染したると認めらるゝ物品は消毒した後でなければ質に取ることが出来ない。若し之に氣付かないで質に取つた場合警察官に於て未消毒と認むるときは直ちに消毒法を施すことを命ぜらる。其の命に従はざるとき官没されるものである。

一、取締法第十三、十四、十五、十六條により特に識別し得る物品で警察官に於て必要ありと認むるものは品觸がある、この品觸があつたときは品觸寫書に品觸到着の年月日を附記して爾後の質物に付て良く注意する。品觸到達後六ヶ月内に品觸に相當する物品を質に取り、若くは質物として占用しておることを覺知したるときは、直ちに警察官に届出なくてはならない。警察官は犯罪の嫌疑ある物品、若くは遺失物、又は傳染病毒汚染の物品あると認めたるときは、何時たりとも質物及帳簿の検査を爲し場合に依りては、十日以内に限り其の物品を差押へ、又は帳簿を差出させることが出来ることとなつておる。此の場合警察官に於て物品を押收したるときは領收證を交付することとなつておる。又質物が遺失物若くは盗品であるときは警察官は之を徵收して被害者に還付することが出来る。若し被害者が判らないときは徵收してから、二ヶ年後に質屋に還付することとなつておる。

3

契約

質屋は質物を取つて金を貸すものであるが質契約は質置主が質物を提供し質屋に於て之れを受領するに依り成立するものである。

取締法第五條に依り質契約及質物處分に關する事項は細則第六條の諸帳簿に記載し、取締法第五條第二項に依り質置主に對しては質契約の證として細則第五條の質札又は通帳を交付することとなつておる。質札及通帳には規則第十二條により番號及質置主の住所氏名及公益質屋の名稱を記載し、主務者記名捺印し質契約を爲す毎に貸付金額質物の種類、員數、番號及繰入年月日を記入することとなつておる。

規則第十二條に依り質札及通帳には申出に依り質契約に關し通知を受くべき場所を記載することが出来る。此の場合貸付原簿に右記載をなすことを要することとなつておる。

規則第十三條により質置主が質札又は通帳を亡失したるときは、其の番號、借受金額、質物の種類、員數、及質入年月日を記載し保證人の連署したる書面を以て質札又は通帳の再交付を請求することを得。再交付の請求を受け、質札又は通帳の再交付を爲さむるときは、規則第十三條により其の質札又は通帳の番號を一週間公示したる後交付することとなつておる。
質札及通帳には印紙稅法第五條により印紙稅を納むることを要せざることもなつておる。

第三節 貸付金額の制限

三〇

法第四條に依り貸付金額は一口に付拾圓一世帯に付五拾圓を超ゆることは出来ないものである。然し知事の認可を受けた場合に於ては之を増額することを得ることとなつておる。この認可申請書には細則第一條の各事項を記載せねばならぬ。

第四節 貸付利率及利子計算

貸付利率は法第五條第一項に依り一ヶ月に付百分の一、二五を超ゆることは出来ないものである。但し特別の事情ある地方に於て知事の認可を受けたる場合に於ては此の制限を超ゆることが出来る。この認可申請書には細則第二條の各事項を記載せねばならぬ。利子の計算は法第五條第二項に依り月を以て計算し民法第四百四十四條乃至第四百四十三條の規定を適用されることとなつておる。従て利子計算期間たる一ヶ月は期間の初日を算入せず其の翌日より起算して翌月に於て起算日に相當する日の前日を以て満了するものである。但し期間の初日午前零時を以て始まることは初日を算入して起算するものである。

公益質屋では總て利子の計算は月を以てする點に付注意を要する、法第五條第三項により一ヶ月に滿たざる日数が十六日以上なるときは之を一ヶ月とし、其の十六日未滿なるときは之を半月として計算するものである。例へば十二月三日に入質し三月十八日受戻したる場合三月三日の満了を以て三ヶ月とし、爾後四日より十八日まで、十五日なるを以て之を半ヶ月とし即ち三ヶ月半を計算するものである。尙公益質屋法第六條に依り貸付金に對する利子にして一錢未滿の端數を生じたるときは其の端數は之を切捨てる然し其の全額が一錢未滿なるときは之を一錢とすることとなつておる。

法第七條に依り公益質屋に於ては其の質契約に關し元金及利子の外何等の名義を以てするも質置主より金錢其の他の利益を受くることを得ないものである。

第五節 質物の交換又は一部受戻

法第九條に依り流質期限到來前に於て質物の交換及一部受戻ありたる場合と雖も、利子の計算は質物の交換及一部受戻のなかつたものと同様にすることとし、以て質物の一部受戻又は交換は質契約の更改となり二重の利息を徴せらるゝを禁じたものである。又流質期限に付ても當初質契約成立の日を以て之れを起算し質物の交換並に一部受戻のなかつたものと全然同様にするものである。

第六節 質物保管

公益質屋の經營主體は質物を適當に管理せねばならぬ従て倉庫を建築する場合に於ては耐火構造となし且防鼠防濕に充分留意せねばならぬ、然して質物の危険負擔に就ては條例を以て定むるが普通、班痕、黴生變色虫鼠害に因る損害は質置主の負擔とし、經營者の故意又は過失に因る損害は經營者賠償の責任を負ひ、天災地變其の不可抗力に因る損害は經營者其の責に任せざるも此の場合其の程度に應じ貸出債權の全部又は一部を拋棄する例である。

取締法第八條に依り質物を使用したり若くは貸付することは出来ないものである。

第七節 辨濟

取締法第十條により質置主は流質期限前は何時たりとも元金を辨濟して其の質物を受戻すことを得るものである。而して質屋取締法第十二條により質屋は質札又は通帳を所持するものであるならば何人に

拘らず其の質物を返還することを得るものである。
又質置主は法第十條に依り一部辨済を爲すことが出来る此の場合一部辨済金は規則第五條に依り先づ之れを元金に充當することゝなつておる。而して一部辨済ありたるに因り返還し得べき質物の部分を生じたるときは同條第二項により質置主に返還することゝなつておる。

第八節 流質期限及流質物處分

流質期限は法第八條により質契約成立の日より四月未滿の期限を以て之を定むることを得ることゝなつておる。若し四ヶ月未滿を以て之を定めたるときは其の期間を四月とするものである。然して此の期限は條例を以て定むるものであるが昭和二年八月十九日學務部長より各市町村長へ通牒の通り可成四月乃至六月の期間内に於て定められたい、この流質期限を経過したるときは取締法第十一條により何時たりとも其の質物を處分することが出来る。然し乍ら流質期限を経過後と雖も流質物處分前に於て質置主が元金利子とそれに流質期限經過後の利子に相當する金額を支拂ふときは公益質屋法第十二條に依り流質物を返還することゝなつておる。此の場合取締法第十二條に依り質札又は通帳を所持するものには何人に拘らず其の質物を返還することが出来る。

流質物の處分は法第十一條に依り競争入札に依り賣却することゝなつておる。
流質物の賣却の競争入札をなさむとするときは規則第六條により競争入札の日前五日目迄に左の事項を公告しなければならぬ。

- 一、入札に付する物品の種類及員數
- 二、契約條項を示す場所
- 三、入札の場所及日時

四、入札保證金を徴するときは其の金額
法第十一條第二項及公益質屋規則第七條により左の各號の一に該當する場合に於ては隨意契約に依り流質物を賣却することを得。

- 一、競争入札に付するも入札なきとき
 - 二、競争入札二回に及ぶも入札價格が豫定價格に達せざるとき
 - 三、流質物が競争入札に付するを適當とせざるとき
 - 四、競争入札に付するを著しく不利と認むるとき
- 流質物を賣却したるとき法第十三條により其の賣却代金より元金及利子に相當する金額及規則第九條により賣却代金の百分の五の手數料を控除し殘餘金があれば法第十二條により質置主に交付しなくてはならぬ。
- 殘餘金交付は法第十四條により之を質置主に通知せねばならぬ。通知を受けた質置主は通知を發した日から六ヶ月以内に殘餘金の請求しないと請求權を失ふことになつておる。尙殘餘金も取締法第十二條に依り質札又は通帳を所持するものならば何人に交付しても差支ない。
- 流質物を一括して賣却した場合其の各流質物に對する代金の計算は規則第十條により其の質入當時に於ける評價格に按分して之を定むることゝなつておる。
- 尙公益質屋法施行規則第八條に依り流質物が毀損したり變質したり或は又其他の事由に依つて賣却することが出来ない場合は之を廢棄することが出来る。

第九節 會計

市町村經營の公益質屋の會計は市制町村制及其の附屬法令により處理すべきものである。而して公益質

屋の會計は極めて複雑であり然かも其の正否は延いては事業の振否に關する所であるから之れが處理に關しては特に注意を要するものである。昭和二年九月十八日學務部長より各市町村長へ通牒を以て其の會計は一般會計より獨立して特別會計として取扱はれたることとなつて居る。質屋の貸付事務は市町村制施行規則第四十二條に依り前章記載の様な管理規程の様なものをして設け知事の許可を得て主務者に資金前途の方法に依ることとなせねばならぬと思ふ。

第十節 豫算決算及事業成績報告

公益質屋に關する豫算決算は細則第八條に依り其の決定後一ヶ月以内に知事に報告せねばならぬ。尙同第九條に依り毎年四月及十月に於て其の前六ヶ月分の事業を所定の様式に依り知事に報告することとなつておる。

第十一節 帳簿の廢棄及亡夫毀損

公益質屋は營業に關する帳簿を廢棄せんとするときは収縮法第十七條に依り警察官の認可を受けねばならぬ。尙細則第六條に掲げる帳簿を毀損亡失したるときは同第七條により五日以内に其の事由及措置の顛末を知事に届出ることとなつておる。

(注意本省へ提出する書類は總て二通宛進達されたい)

公益質屋關係法規

公益質屋關係法規

○公益質屋法

(昭和二年三月三十日
法律第三十五號)

- 第一條 市町村又ハ公益法人ハ本法ニ依リ公益質屋ヲ經營スルコトヲ得
公益法人公益質屋ヲ經營スル場合ニ於テハ業務所ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
- 第二條 本法ニ依ル公益質屋ニ非ザレバ其ノ名稱中ニ公益質屋タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ
- 第三條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ市町村又ハ公益法人ニ對シ公益質屋ノ設備ニ要スル經費ノ二分ノ一以內ヲ補助ス
- 第四條 貸付金額ハ一口ニ付十圓、一世帯ニ付五十圓ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第五條 貸付利率ハ一月ニ付百分ノ一・二五ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アル地方ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
- 利子ノ計算ニ關スル期間ニ付テハ月ヲ以テ計算シ民法第四百十條乃至第四百十三條ノ規定ヲ適用ス但シ一月ニ滿チザル日數ガ十六日以上ナルトキハ之ヲ一月トシ其ノ十六日未滿ナルトキハ之ヲ半月トシテ計算ス
- 第六條 貸付金ニ對スル利子ニシテ一錢未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ其ノ全額一錢未滿ナルトキハ之ヲ一錢トス

第七條 公益質屋ニ於テハ其ノ質契約ニ關シ元金及利息ノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ質置主ヨリ金錢其ノ他ノ利益ヲ得タルコトヲ得ズ

第八條 流質期限ハ質契約成立ノ日ヨリ四月未滿ノ期間内ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得ズ四月未滿ノ期間内ニ於テ之ヲ定メタルトキハ其ノ期間ヲ四月トス

第九條 流質期限到來前ニ於テ質物ノ交換又ハ質物ノ一部ノ受戻ヲ爲シタルトキト雖モ利子ノ計算及流質期限ニ付テハ質契約ノ變更ナキモノト看做ス

第十條 質主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一部辨濟ヲ爲スコトヲ得

第十一條 流質物ハ競争入札ニ依リ之ヲ賣却スベシ

特別ノ事情アル場合ニ於ケル流質ノ處分ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 流質物處分前ニ於テ質置主ガ元金、利子及流質期限經過後質契約ガ存續シタリトセバ支拂フコトヲ要スベキ利子ニ相當スル金額ヲ支拂ヒタルトキハ流質物ハ之ヲ返還スベシ

第十三條 流質物ノ賣却代金ヨリ元金及利息ニ相當スル金額並ニ命令ヲ以テ定ムル手数料ヲ控除シタル殘餘金ハ之ヲ質置主ニ交付スベシ

流質物ヲ一括シテ賣却シタル場合ニ於ケル各流質物ニ對スル代金ノ計算ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 前條第一項ノ規定ニ依リ交付スベキ殘餘金額ハ之ヲ質置主ニ通知スベシ

前項ノ通知ヲ發シタル日ヨリ六月ヲ經過シタルトキハ殘餘金ノ交付ヲ請求スルコトヲ得ズ

第十五條 質屋取締法第二條乃至第八條、第十條乃至第十七條及第二十條ノ規定ハ公益質屋ニ之ヲ準用ス

質屋取締法第十二條ノ規定ハ第十二條ノ流質物ノ返還及第十三條第一項ノ殘餘金ノ交付ニ之ヲ準用ス

第十六條 本法ニ違反スル質契約ニシテ質置主ニ不利ナルモノハ其ノ不利ナル部分ニ限り之ヲ爲サザルモノト看做ス

第十七條 公益法人ノ經營スル公益質屋ノ監督上必要アルトキハ地方長官ハ其ノ業務ニ關スル諸般ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ徴シ及業務又ハ會計ヲ檢閲スルコトヲ得

第十八條 第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第十九條 公益質屋ヲ經營スル公益法人ノ理事又ハ従業員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條ノ規定ニ依リ準用スル質屋取締法第二條乃至第四條、第五條第一項第二項、第六條、第七條第一項、第八條第一項、第十四條又ハ第十七條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第十五條ノ規定ニ依リ準用スル質屋取締法第十五條ノ場合ニ於テ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ故意ニ物品若ハ帳簿ヲ毀損亡失シタルトキ

第二十條 本法中町村ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ市町村又ハ公益法人ノ經營スル公益質屋ハ本法ニ依ル公益質屋ト看做ス

市町村又ハ公益法人ノ經營スル公益質屋ニ於テ本法施行前ニ爲シタル質契約ハ本法ニ拘ラズ仍其ノ効力ヲ有スノ旨地方長官ニ届出ヅベシ

公益質屋法ハ昭和二年八月十日ヨリ之ヲ施行ス
○公益質屋法施行期日ノ件 (昭和二年七月十五日)
(勅令第二三一號)

四

○公益質屋法第三條ノ規定ニ依ル國庫補助ノ件 (昭和二年七月十五日)
(勅令第二三二號)

公益質屋法第三條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ公益質屋ノ創設費、改良費、擴張費及之ニ伴フ初度調辦費ノ支出精算額ニ對シ之ヲ爲ス但シ公益質屋ノ設備ニ關スル寄附金其ノ他ノ收入アルトキハ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助ス
前項ニ規定スル補助ヲ受ケントスル者ハ公益質屋ノ設備ニ關スル計畫ニ付内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

附 則

本令ハ昭和二年八月十日ヨリ之ヲ施行ス

○公益質屋法施行規則 (昭和二年七月十六日)
(内務省令第三四號)

第一條 公益質屋法第一條第二項ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スヘシ

一 名 稱

二 業務所ノ位置

三 業務所及其ノ附屬建物ノ規模、構造

四 業務開始ノ豫定年月日

五 事業方法

六 財産目錄

七 定款又ハ寄附行爲

第二條 市町村又ハ公益法人公益質屋ノ業務ヲ開始セントスルトキハ業務開始ノ日前三十日目迄ニ其ノ旨地方長官ニ届出ツヘシ

市町村前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲ストキハ前條第一號乃至第五號ニ掲クル事項ヲ併セテ届出ツヘシ其ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第三條 市町村又ハ公益法人前條第一項ノ届出ヲ爲シタルトキハ直ニ名稱業務所ノ位置及業務開始ノ年月日ヲ公示スヘシ其ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第四條 市町村又ハ公益法人公益質屋ノ業務ヲ廢止セントスルトキハ業務廢止ノ日前三十日目迄ニ其ノ旨地方長官ニ届出ツヘシ

第五條 質置主一部辨濟ヲ爲ス場合ニ於テハ先ヅ之ヲ元金ニ充當ス

一部辨濟アリタル爲返還シ得ベキ質物ノ部分ヲ生ジタルトキハ之ヲ質置主ニ返還スベシ

第六條 公益質屋法第十一條第一項ノ規定ニ依リ流質物ヲ賣却セントスルトキハ競争入札ノ日前五日目迄ニ左ノ事項ヲ公告スベシ

一 入札ニ付スル物品ノ種類及員數

二 契約條項ヲ示ス場所

三 入札ノ場所及日時

四 入札保證金ヲ徵スルトキハ其ノ金額

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ隨意契約ニ依リ流質物ヲ賣却スルコトヲ得
一 競争入札ニ付スルモ入札ナキトキ

五

- 二 競争入札二回ニ及ブモ入札價格ガ豫定價格ニ達セザルトキ
- 三 流質物ガ競争入札ニ付スルヲ適當トセザルトキ
- 四 競争入札ニ付スルヲ著シク不利ト認ムルトキ
- 第八條 流質物毀損變質其ノ他ノ事由ニ因リ賣却スルコトヲ得ザルニ至リタル場合ハ之ヲ廢業スルコトヲ得
- 第九條 公益質屋法第十三條第一項ノ手数料ハ流質物ノ賣却代金ノ百分ノ五トス
- 第十條 公益質屋法第十三條第二項ノ場合ニ於ケル各流質物ニ對スル代金ハ賣却代金ヲ其ノ質入當時ニ於ケル評價格ニ按分シテ之ヲ定ムベシ
- 第十一條 公益質屋ニ備付クルコトヲ要スル帳簿ノ様式ハ廳府縣令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十二條 質札及通帳ニハ其ノ番號、質置主ノ住所、氏名及公益質屋ノ名稱ヲ記載シ主務者記名捺印シ質契約ヲ爲ス毎ニ貸付金額、質物ノ種類、員數、番號及質入年月日ヲ記入スベシ其ノ様式ハ廳府縣令ヲ以テ之ヲ定ム
- 質札及通帳ニハ申出ニ依リ質契約ニ關シ通知ヲ受クベキ場所ヲ記載スルコトヲ得
- 第十三條 質置主質札又ハ通帳ヲ亡失毀損シタルトキハ其ノ番號、借受金額、質物ノ種類、員數及質入年月日ヲ記載シ保證人ノ連署シタル書面ヲ以テ質札又ハ通帳ノ再交付ヲ請求スルコトヲ得
- 質札又ハ通帳ノ再交付ヲ爲サントスルトキハ其ノ質札又ハ通帳ノ番號ヲ一週間公示スベシ
- 第十四條 公益法人公益質屋ノ業務ニ關シ規程ヲ設ケントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ其ノ變更ヲ爲サントスルトキ亦同ジ
- 第十五條 本令中町村ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和二年八月十日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際現ニ公益質屋ヲ經營スル市町村又ハ公益法人ハ本令施行後一月以内ニ第一條第一號乃至第三號及第五號ニ掲クル事項竝ニ業務開始ノ年月日ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

○ 公益質屋利子計算期間ニ關スル民法中適用規定

- 第四百十條 期間ヲ定ムルニ日、週、月又ハ年ヲ以テシタルトキハ期間ノ初日ハ之ヲ算入セス但其期間カ午前零時ヨリ始マルトキハ此限ニ在ラス
- 第四百十一條 前條ノ場合ニ於テハ期間ノ期日ノ終了ヲ以テ期間ノ滿了トス
- 第四百十二條 期間ノ末日カ大祭日、日曜日其ノ休日ニ當タルトキハ其日ニ取引ヲ爲ササル慣習アル場合ニ限り期間ハ其翌日ヲ以テ滿了ス
- 第四百十三條 期間ヲ定ムルニ週、月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ヒテ之ヲ算ス
- 週、月又ハ年ノ始ヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其期間ハ最後ノ週、月又ハ年ニ於テ其起算日ニ應當スル日ノ前日ヲ以テ滿了ス但月又ハ年ヲ以テ期間ヲ定メタル場合ニ於テ最後ノ月ニ應當日ナキトキハ其月ノ末日ヲ以テ滿期日トス

○ 質屋取締法 (明治二十八年三月十三日法律第一四四號)

第一條 質屋營業ヲ爲サムトスル者ハ行政廳ノ免許ヲ受クベシ支店ヲ設クルトキ亦同シ
 廢業シタルトキハ行政廳ニ届出ヘシ

第二條 質屋ハ店舗ノ外ニ於テ營業ヲ爲スコトヲ得ス

第三條 質屋物品ヲ質ニ取ラムトスルトキハ質置主ニ於テ其ノ物品ヲ質入シ得ヘキ權利ヲ有スルコトヲ確認シタル後之ヲ爲ズヘシ若不正品ノ疑アルトキハ直ニ警察官ニ申告スヘシ

第四條 住所、氏名ノ詳カナラサル者ヨリ物品ヲ質ニ取ルコトヲ得ス但シ住所、氏名ノ詳カナル者其ノ證人タルトキ又ハ警察官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 質屋ハ質契約及質物處分ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ
質屋ハ質契約ノ證トシテ質札又ハ通帳ヲ質置主ニ交付スヘシ
帳簿、質札及通帳ノ製方及様式ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第六條 質屋ハ左ノ事項ヲ見易キ場所ニ揭示スヘシ

- 一 利子割合
- 一 流質期限
- 一 質物ノ災難ニ罹リタルトキノ處辨方

第七條 傳染病毒ニ汚染シタル物品ナリト認ムルモノハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ質ニ取ルコトヲ得ス

前項ノ物品ニシテ警察官ニ於テ未タ消毒セサルモノト認ムルトキハ直チニ消毒法ヲ施サシメ命ニ從ハサレハ之ヲ官沒ス

第八條 質屋ハ質物ヲ使用シ若ハ貸付スルコトヲ得ス
轉質ハ必要ノ場合ニ限り命令ヲ以テ制限シ若クハ禁止スルコトヲ得

第九條 質屋ハ左ニ掲クル制限内ノ利子ノ外何等ノ名儀ヲ以テスルモ金錢ヲ領收ルコトヲ得ス

貸金二十五錢以下ハ一箇月一錢、一圓以下ハ一箇月百分ノ四、五圓以下ハ一箇月百分ノ三、十圓以下ハ一箇月百分ノ二半

本條ニ違反シタル質契約ハ其ノ違反セル部分ニ限り無効トス

第十條 質置主ハ流質期限前ハ何時タリトモ元利金ヲ辨濟シテ其ノ質物ヲ受戻スコトヲ得

第十一條 質屋ハ流質期限經過ノ後何時タリトモ其ノ質物ヲ處分スルコトヲ得

第十二條 質屋ハ何人ニ拘ラス質札又ハ通帳ヲ所持スル者ニ其ノ質物ヲ返還スルコトヲ得

第十三條 贓物ニシテ特ニ識別シ得ヘキ物品ニ限り警察官ニ於テ必要アリト認ムルモノハ品觸ヲ發スルコトヲ得

第十四條 贓物ノ品觸アルトキハ到達シタル年月日ヲ其ノ品觸寫書ニ附記スヘシ品觸到達以後六箇月内ニ品觸ニ相當スル物品ヲ質ニ取り若ハ質物トシテ占有セルコトヲ覺知スルトキハ直ニ警察官ニ届出ヘシ

第十五條 警察官ハ犯罪ノ嫌疑アル物品若ハ遺失物又ハ傳染病汚染ノ物品アリト認ムルトキハ何時タリトモ質物及帳簿ノ検査ヲ爲シ時宜ニ依リ十日以内ヲ限り其ノ物品ヲ差押ヘ又ハ帳簿ヲ差出サシムルコトヲ得

警察官ニ於テ物品ヲ押收シタルトキハ領置證書ヲ交付スヘシ

第十六條 質物ニシテ遺失物若ハ盜品ニ係ルトキハ警察官之ヲ徵收シ被害者ニ還付スルコトヲ得若シ被害者知レサルトキハ徵收シタル日ヨリ二箇年ノ後被徵收者ニ還付スヘシ

第十七條 營業ニ關スル帳簿ヲ廢棄セムトスルトキ警察官ノ許可ヲ受クヘシ

第十八條 質屋法律命令ニ違反シ行政廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ營業ヲ禁止又ハ停止スルコトヲ得

禁止及停止ノ効力ハ全國ニ及フ

第十九條 禁止ノ處分ヲ受ケタル者ハ他人ノ名義ヲ以テ質屋營業ヲ爲シ又ハ質屋營業者ノ代理人タルコトヲ得ス停止ノ處分ヲ受ケタル者其ノ期間亦同シ

第二十條 質屋廢業シ若ハ營業ヲ禁止セラレタルトキト雖其ノ以前ニ成立シタル質契約及其ノ質物ニ付テハ尙ホ此ノ法律ヲ適用ス停止ノ處分ヲ受ケタル者其ノ期間亦同シ

第二十一條 行政廳ハ何時タリトモ營業ノ禁止ヲ解クコトヲ得

第二十二條 左ニ掲ケル諸項ノ一ニ該當スル者ハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條ノ場合ニ於テ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ故意ニ物品帳簿ヲ毀損亡失シタル者

二 第一條ノ免許ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シタル者

三 禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタル者

四 第八條第一項、及第十九條ニ違反シタル者

第二十三條 第一條第二項、第二條、第三條、第四條、第五條第一項及第二項、第六條、第七條第一項

第十四條及第十七條ニ違反シタルモノハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用キス

第二十五條 質屋營業上ニ就テハ家屬又ハ雇人ノ所爲ト雖營業者其ノ責ニ任ス

第二十六條 此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル細則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

第二十七條 此ノ法律ハ明治二十八年九月一日ヨリ施行ス

第二十八條 此ノ法律施行以前ニ係ル質契約ニ付テハ契約當時ノ法令ヲ適用ス

第二十九條 明治十七年第九號布告質屋取締條例ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

○ 非訟事件手續法中準用規定

第二百六條 民法第八十四條、第一千七百七條及ヒ民法施行法第二十二條及ヒ商法第十八條第二項、第二百

六十二條、第二百六十二條ノ二、第五百三十六條及ヒ商法施行法第十一條第二項、第二十七條、第三

十九條第二項、第五十四條、第六十條第二項、第六十九條、第七十五條第三項、第八十七條ニ定メタ

ル事件ハ過料ニ處セラレヘキ者ノ住所地方裁判所ノ管轄トス

第二百七條 過料ノ裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

裁判所ハ裁判ヲ爲ス前當事者ノ陳述ヲ聽キ檢事ノ意見ヲ求ムヘシ

當事者及ヒ檢事ハ過料ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

手續ノ費用ハ過料ニ處スル言渡アリタル場合ニ於テハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ負擔トシ其他ノ場合ニ

於テハ國庫ノ負擔トス

抗告裁判所カ當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタルトキハ抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ

負擔ニ歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス

第二百八條 過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令ハ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ効力

ヲ有ス

過料ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス但執行ヲ爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコト

ヲ要セス

○ 公益質屋法施行細則

(昭和三年八月十四日 山口縣令第五六號)

第一條 公益質屋法第四條但書ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一、貸付制限金額及之ヲ定ムル理由
- 二、貸付資金額
- 三、公益質屋ノ利用ヲ豫想セラルル住民ノ生活状態
- 第二條 公益質屋法第五條第一項但書ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
 - 一、貸付利率及之ヲ定ムル理由
 - 二、公益質屋所在市町村ニ於ケル金利状況
 - 三、公益質屋ヲ經營スル市町村又ハ公益法人ノ財政状況
 - 四、最近年度ノ公益質屋ニ關スル決算明細書(業務開始ノ年度ニ於テハ豫算明細書)
- 第三條 公益質屋法施行規則第一條第五號ニ掲クル事業方法ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
 - 一、質物ノ種類
 - 二、貸付制限金額
 - 三、貸付利率
 - 四、流質期限
 - 五、質物ノ災難ニ罹リタルトキノ處辨方
 - 六、貸付資金及其ノ財源(貸付資金ノ財源ヲ借入金ニ求ムル場合ハ償還終了ニ至ル迄ノ各年度收支明細書添付)
 - 七、従業員ノ定數
 - 八、質物出入時間
 - 九、業務開始年度ノ豫算
- 第四條 市町村又ハ公益法人公益質屋ノ業務ヲ開始シタルトキハ業務開始後十五日以内ニ従業員ノ職氏

名ヲ知事ニ報告スヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

第五條 質札及通帳ハ様式第一號ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第六條 公益質屋ニハ左ノ帳簿ヲ備付クヘシ但シ特別ノ事情アルトキハ知事ノ認可ヲ受ケ別ニ帳簿ノ種類及様式ヲ定ムルコトヲ得

- 一、貸付原簿 様式第二號
- 二、質置主索引簿 様式第三號
- 三、貸付金月計簿 様式第四號
- 四、辨濟金月計簿 様式第五號
- 五、現金出納簿 様式第六號
- 六、流質物整理簿 様式第七號
- 第七條 前條ニ掲クル帳簿毀損亡失シタルトキハ五日以内ニ其ノ事由及措置ノ顛末ヲ知事ニ届出ツヘシ
- 第八條 公益質屋ヲ經營スル市町村又ハ公益法人ハ毎年度公益質屋ニ關スル豫算及決算ヲ其ノ決定後一ヶ月以内ニ知事ニ報告スヘシ
- 第九條 公益質屋ヲ經營スル市町村又ハ公益法人ハ毎年四月及十月ニ於テ其ノ前六ヶ月分ノ事業成績ヲ様式第八號ニ依リ知事ニ報告スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(札 質)

札		質		
一金	貸付金額	氏名	住所	番號
				第 號
			質契約ニ關シ通知ヲ受クヘキ場所	月 日 年
				昭和 年 月 日
				取扱概要
			

備考
 一、一部辨済アリタルトキハ貸付金額、質物ノ種類、員數欄ヲ訂正シ備考ニ其ノ旨及年月日ヲ記載スルコト

二、質物ノ出入時間、一口又ハ一世帯ニ對スル貸付制限金額、利率、質物ノ災難ニ罹リタルトキノ處辨方、質札亡失毀損ノ場合ニ於ケル處理方法其ノ他注意事項ヲ取扱概要ニ掲クルコト

(紙 表 帳 通)

通 帳	第 號
-----	-----

備考 本通帳ハ連續トシ折疊トスルモ妨ナシ

様式第二號

貸付原簿

質置主氏名

職業

第 號
頁

質入 年月日	質物			受 又	考
	番 號	種類員數 (品名)	質入當時 ノ評價格		

一九

備考

- 1、本簿ハカード式トスルモ妨ナシ
- 2、一口ノ貸付ニ對シ質物二點以上アルト線ヲ以テ
一口毎ノ區分ヲ明ニスルコト
- 3、流質物ハ流質物整理簿ヘ轉記スルト同時タル爲流
質物ヲ返還スルトキハ「流」ヲ抹消シテ本

質置主氏名 _____

住 所 _____

職 業 _____

質置主カ質契約ニ關シ
通知ヲ受クヘキ場所 _____

第 _____ 頁

質 入 年月日	質 物				貸 付 金 額	貸付金辨済		貸付金現在高		利 子				備 考
	番 號	種類員數 (品名)	質入當時 ノ評價格	受戻交換 又ハ流		月日	金 額	月日	金 額	收 入		計 算 基 礎		
										月日	金 額	貸付元金	計算期間	

備 考

- 1、本簿ハカード式トスルモ妨ナシ
- 2、一口ノ貸付ニ對シ質物二點以上アルトキハ質物ノ種類、員數、質入當時ノ評價格ハ質物一點毎ニ記入シ尙一部辨済ノ場合アルニ依リ相當橫行ヲ存シ橫線ヲ以テ一口毎ノ區分ヲ明ニスルコト
- 3、流質物ハ流質物整理簿ヘ轉記スルト同時ニ「受戻交換又ハ流」ノ欄内ニ「流」ト朱書スルコト但シ流質物處分前質置主カ法第十二條ニ依ル金額ヲ支拂ヒタル爲流質物ヲ返還スルトキハ「流」ヲ抹消シテ本原簿ニ依リ整理スルコト

様式第三號

質置主索引簿

原簿番號	氏名	原簿番號	氏名	原簿番號	氏名

備考

- 一、本簿ハ簿付原簿索引ノ用ニ供スルモノトス
- 二、本簿ハ見易キ様イロハ別トスルモ妨ナシ

質置主索引簿

原簿番號	氏名	原簿番號	氏名	原簿番號	氏名

備考

- 一、本簿ハ簿付原簿索引ノ用ニ供スルモノトス
- 二、本簿ハ見易キ様イロハ別トスルモ妨ナシ

流質期限満了			質物番號	質置主	第十 三 依 ル 金 餘	備 考
年	月	日				

備考

1、本簿ニハ貸付原簿ヨリ流質
 2、本簿ニ轉記シタル後未ダ流該記載ノ行ハ之ヲ
 抹消シ其ノ旨備考ニ記載シ
 3、公益質屋法施行規則第八條
 載シ主務者認印スルモノト
 廢棄處分濟ト記

月 日	摘 要	受	拂	残
		圓	圓	圓

流 質 物 整 理 簿

頁

様式第七號

流質期限滿了			質物番號	質置主氏名	流 質 物		流質物賣却代金		控 除 額				法第十三 條ニ依 ル餘金	備 考
年	月	日			種類員數	質入當時 ノ評價格	月 日	金 額	元 金	利 子	手 數 料	計		

二七

備 考

- 1、本簿ニハ貸付原簿ヨリ流質期限滿了シタルモノヲ轉記スルモノトス
- 2、本簿ニ轉記シタル後未タ流質物ヲ賣却セサル前ニ於テ質置主カ法第十二條ニヨル金額ヲ支拂ヒタルトキハ當該記載ノ行ハ之ヲ抹消シ其ノ旨備考ニ記載シ主務者認印スルモノトス
- 3、公益質屋法施行規則第八條ノ規定ニ依リ流質物ヲ廢棄シタルトキハ當該質物記載ノ行備考欄ニ「何年何月何日廢棄處分済」ト記載シ主務者認印スルモノトス

樣式第八號

公益質屋事業成績報告

一、貸付狀況

(何年度「上」「下」半期分)

債 券	者 用 利 別 業 職								區 別				
	計	其 ノ 他	漁 業 者	農 業 者	小 商 人	小 工 業 者	俸 給 生 活 者	勞 働 者		何 月			
											何 月	何 月	何 月
點數	口數								貸	付	狀	況	計

樣式第八號

公益質屋事業成績報告

一、貸付狀況

(何年度「上」「下」半期分)

債 券	者 用 利 別 業 職								區 別				
	計	其 ノ 他	漁 業 者	農 業 者	小 商 人	小 工 業 者	俸 給 生 活 者	勞 働 者		何 月			
											何 月	何 月	何 月
點數	口數								貸	付	狀	況	計

○ 公益質屋設置ニ關スル件

(昭和二年八月十五日社第二二〇三號)
學務部長ヨリ各市町村長へ

庶民金融機關ノ普及發達ヲ圖ル爲曩ニ制定セラレタル公益質屋法ハ本月十日ヨリ施行相成候處該法ハ公益質屋ノ形態ヲ從來ノ質制度ニ採リ而モ其ノ社會的施設タル本旨ニ鑑ミ貸付利率及流質期限ニ關スル制限ヲ設ケ流質物ノ處分竝ニ利子計算方法ニ就テ質置主ノ利益ヲ保護スル等努メテ公益的機能ヲ發揮セシムルコトヲ期シ之カ普及發達ヲ圖ル爲敷地倉庫其ノ他建設費初度調辦費等其ノ設備ニ要スル經費ニ對シ二分ノ一以內ノ國庫補助ヲ爲スノ外運轉資金及設備ニ要スル經費ニ對シ低利資金ヲ融通セラル、ノ方針ニ有之候ニ付テハ地方ノ實情ニ應ジ之カ設置方御配意相成度尙國庫補助ノ件ニ關シテハ左記各項御承知相成度候也

記

一、本年七月十五日勅令第二百三十二號公益質屋法第三條ノ規定ニ依ル國庫補助ノ件第二項ノ公益質屋ノ設備ニ關スル計畫ニハ左ノ事項ヲ記載シ毎年度四月二十日迄ニ本縣經由ヲ以テ提出スルコト但シ本年度ニ於テハ九月二十日迄ニ提出スルコト

(イ) 公益質屋ノ位置及之ヲ知ルニ足ルヘキ圖面

(ロ) 創設改良擴張ノ別並ニ其工事設計 (設計圖仕樣書及仕譯書)

(ハ) 創設費、改良費、擴張費、並ニ之ニ伴フ初度調辦費內譯

(ニ) 公益質屋ノ設備ニ關スル寄附金其ノ他收入內譯

二、公益質屋法第一條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル公益法人ノ提出スル公益質屋ノ設備ニ關スル計畫認可申請書ニハ公益質屋法第一條第二項ノ規定ニ依リ認可アリタル年月日ヲ記載スルコト

三、公益質屋ノ設備ニ關スル計畫認可アリタル時ハ遲滯ナク當該年度ノ豫算書添付ノ上公益質屋法第三條ノ規定ニ依ル國庫補助申請書ヲ提出スルコト

○ 公益質屋法施行ニ關スル件

(昭和二年八月十九日社第二二二五號)
學務部長ヨリ各市町村長へ

公益質屋ノ設置ニ關シテハ曩ニ及通牒置候次第モ有之候處現下我國ニ於ケル庶民金融機關ノ狀況ト小額所得者ノ生活ノ實情トニ鑑ミ公益質屋ノ普及發達ヲ圖リ簡易敏速ナル金融ノ途ヲ講スルハ最モ緊要トスル所ナルノミナラス之ガ經營方法ノ如何ハ直接小額所得者ノ利害ニ關スル所大ナルモノ有之候ニ付之ガ設置ニ關シテハ左記各項ニ依リ同法施行上遺憾ナキヲ期セラレ度及通牒候也

記

一、公益質屋ノ名稱中ニハ可成公益質屋タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ユルコト

二、業務所ノ位置及設備構造ハ專ラ質置主ノ利便ヲ考慮シテ之ヲ定ムルコト

三、倉庫ヲ建築スル場合ニハ之ヲ耐火構造ト爲シ且ツ防鼠防濕ニ十分留意スルコト

四、流質期限ハ可成四月乃至六月ノ期間内ニ於テ之ヲ定ムルコト

五、質物出入ノ時間ハ專ラ質置主ノ利便ヲ考慮シテ之ヲ定ムルコト

六、公益質屋ノ業務ニ從事スル職員ハ質置主ニ對シ特ニ懇切丁寧ヲ旨トシ質契約ニ關スル事項ハ濫ニ之ヲ漏洩セサルコト

七、公益質屋ヲ經營スル市町村又ハ他ノ事業ト共ニ公益質屋ヲ經營スル公益法人ニ在リテハ公益質屋ノ

收入支出ニ關シ特別會計ヲ設クルコト

八、市町村ニ於テ公益質屋ノ業務ニ關シ條例規則ヲ定メタルトキハ直チニ其ノ寫書ヲ二通提出スルコト

○預金部地方資金貸付規程拔萃

(昭和三年十一月九日
大藏省達第二號)

第二條 預金部地方資金ハ之ヲ左ノ八種トス

一、社會事業資金

第三條 本資金ハ左記ノ者ニ限リ之ヲ貸付スルコトヲ得

一、社會事業資金ニ在リテハ

イ 道、府、縣、市、町、村及市町村組合

ニ 營利ヲ目的トセサル法人

第五條 本資金ハ左記ノ用途ニ對シ之ヲ貸付スルモノトス

一、社會事業資金ニ在リテハ

ロ 公益質屋費

昭和四年五月七日印刷
昭和四年五月十三日發行

山口縣社會課

山口市豐小路第一〇七番地

印刷者 齊藤定熊

同上

印刷所 共映社印刷所

579
316

